

熊本県知事 蒲島郁夫様

2014年8月4日

日本共産党熊本県委員会

委員長 日高伸哉

県議会議員 松岡徹

熊本市議会議員 益田牧子

## アスベスト対策の全庁的強化について

### 1、アスベスト対策の全庁的取り組みについて

①アスベストの用途は、3000種以上に上ります。厚生労働省の「石綿に暴露する業務に従事していた労働者のみなさんへ」のなかであげられている「作業例」として、建設産業以外で、歯科技工、調理作業、畜舎の管理、酒類製造、消防など、37例が挙げられています。

政府の「アスベスト問題に関する関係閣僚会合」には、厚生労働省、国土交通省、環境省、経済産業省、文部科学省、総務省が参加しています。

熊本県においては、2005年7月25日、金沢副知事（当時）を座長とする「アスベスト問題情報連絡会議」が設置されました。「連絡会議設置要綱」もつくられています。

「アスベスト問題情報連絡会議」および幹事会の開催、構成メンバー、各部の役割分担と実働、2005年から現在にいたる活動を明らかにし、現時点であらためて、アスベスト対策についての全庁的取り組み、各部の取り組みを明確にすること。

②アスベスト問題に係る相談窓口（総合窓口（環境生活部環境保全課環境審査班、アスベストに関する一般的な健康相談（健康福祉部健康づくり推進課・各保健所）、そのほか）での相談の整理分析（広報、内容）、窓口の機能状況、今後の取り組み強化の方針を明らかにすること。

### 2、アスベスト使用建築物対策

①県有施設、市町村施設、社会福祉施設等、その他の「未対策施設」対策

②床面積1000㎡以下の施設に調査と対策

### ③個人の住宅・店舗・工場などの対策

#### 3、アスベスト被災者の掘り起しと救済対策

①肺がん罹患の建設産業従事者の約8割はアスベストが原因と指摘されています。ところが、たばこが原因とか、石綿肺の場合は、間質性肺炎、肺腺維症、肺気胸と診断されています。

アスベストを重視した医師の診察など、検診によるアスベスト被災者の発見、掘り起しを強化すること。

②アスベスト被災者への県独自の支援策の拡充、強化を

#### 4、国に、アスベスト対策の抜本的強化を求めること。

①「石綿による健康被害に関する法律」を、「石綿（アスベスト）対策基本法」とし、被害補償、予防を一体としたものに抜本改正すること。

②被害補償は、公害健康被害補償法による補償に準じて行うこと。